

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例制定について

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例を次のように定める。

平成29年12月11日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、周南市役所本庁舎等に設置する駐車場（公用車を駐車するための専用の駐車場を除く。以下「駐車場」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市役所本庁舎駐車場	周南市岐山通1丁目1番地
周南市徳山保健センター駐車場	周南市岐山通1丁目4番地
周南市役所本庁舎臨時駐車場	

(駐車場の利用)

第3条 駐車場は、周南市役所本庁舎（周南市徳山保健センター及び市長が認める公共施設を含む。）に用務のため来庁した者の利用（用務に要する時間内の利用に限る。以下「用務利用」という。）に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、用務利用に支障のない範囲内において、用務利用以外の利用（以下「一般利用」という。）ができるものとする。

(駐車できる自動車)

第4条 駐車場を利用する自動車は、次のとおりとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第3条に規定する普通自動車のうち、長さ5メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.5メートル以下のもの
- (2) 車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの
(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第6条 駐車場を一般利用する者は、別表に定める使用料を、駐車場の利用が終了し、出場する際に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、駐車場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車を駐車させようとするとき。

(4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(行為の禁止)

第10条 駐車場を利用する者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げる行為

(2) 施設等又は他の自動車を汚損し、損傷し、若しくはそのおそれのある行為

(3) 物品の販売及び宣伝その他の営利行為（市長の許可を受けたものを除く。）

(4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項各号のいずれかの行為をした者に対し、駐車場からの退場又は自動車の撤去を命ずることができる。この場合において、当該者の受けた損失については、市はこれを補償しない。

(休止)

第11条 市長は、駐車場の整備その他の理由により管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 駐車場の施設又は設備を損傷し、若しくは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が当該者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(駐車場における事故等)

第13条 駐車場における盗難、事故その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市は一切その責任を負わない。ただし、市の責任による損害については、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

入場時間帯	使用料
平日昼間	入場時から最初の2時間以内（平日昼間の時間帯に限る。）まで無料とし、超えた時間1時間までごとに100円
その他の時間帯	1時間までごとに100円

備考

- 1 この表において「平日昼間」とは、休日（周南市の休日を定める条例（平成15年周南市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。）以外の日の午前8時から午後6時までの時間をいう。
- 2 周南市役所本庁舎駐車場及び周南市徳山保健センター駐車場における使用料は、1回の利用につき、入場後12時間以内は1,000円を上限とする。ただし、入場後12時間を超えて利用する場合は、超える1時間までごとに100円を加算し、以後12時間までごとに1,000円を加算した額を上限とする。
- 3 周南市役所本庁舎臨時駐車場における使用料は、1回の利用につき、入場後24時間以内は600円を上限とする。ただし、入場後24時間を超えて利用する場合は、超える1時間までごとに100円を加算し、以後24時間までごとに600円を加算した額を上限とする。